【番号法第２条第３項、個人情報保護法第２条第１項】
※　生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する（個人情報保護法第２条第１項第２号及び第２項、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第１条第６号）。」

及び同表備考③中「第51条」を「第48条」に改め、同表備考③中「番号法第１条参照」を「個人情報保護法第２条第１項第２号、番号法第２条第８項」に改め、同表備考④中「「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）」を「個人情報保護法施行令」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「第１条」を「第３条」に改め、同表備考⑦中「第２条第４項」を「第２条第６項」に改め、同表備考⑧中「第２条第５項」を「第２条第７項」に、「第３条、第４条」を「第４条、第５条」に改め、同表備考⑨中「情報提供者」の右に「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「第19条第７号」の右に「又は第８号」を、「第23条」の右に「、第26条」を加え、同表備考⑭中「であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者」を削り、「第２条第３項、個人情報保護法施行令第２条」を「第２条第５項」に改め、同表備考⑮を削る。

第３―１中「第51条」を「第60条」に改める。

第３―２(1)中「に適用される。また、個人情報保護法が適用の対象を一定の範囲の者（注）に限定しているのに対し、番号法は全ての事業者」及び「(注) 個人情報保護法においては、同法の適用の対象者である個人情報取扱事業者の範囲について、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（同法施行令で定める者を除く。）の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者としている。」を削る。

第３―３(1)中「第29条」を「第30条」に改め、「また、番号法においては、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対しても、特定個人情報に関しては、個人情報保護法に規定されている重要な保護措置に相当する規定を設けていることに留意する必要がある。具体的には、特定個人情報の目的外利用の制限（番号法第32条）、安全管理措置（同法第33条）及び特定個人情報を取り扱う従業者に対する監督義務（同法第34条）である。ただし、これらの規定は、番号法第35条各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が当該各号に定める特定の目的であるときには、適用されない。」を削る。

第３―３(2)中「個人情報保護法上の主務大臣が定めるガイドライン・指針等（以下「主務大臣のガイドライン等」という。）」を「個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）」に改める。

第３―４(1)ア中「第29条第３項、第32条」を「第30条第３項」に、「第28条」を「第29条」に改める。

第３―４(2)中「この場合において、」の右に「行政機関等における」を加え、「第36条」を「第33条」に、「第37条第１項」を「第34条第１項」に、「第38条」を「第35条」に改める。

第３―４(3)中「主務大臣」を「個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会」に、「第51条から第58条まで」を「第48条から第55条まで」に、「第59条」を「第56条」に、「第60条第１項」を「第57条第１項」に改める。

第３―４(3)の表項番①中「第51条」を「第48条」に改め、同表項番②中「第52条」を「第49条」に、「一」を「１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第83条）」に改め、同表項番③中「第53条」を「第50条」に改め、同表項番④中「第54条」を「第51条」に改め、同表項番⑤中「第55条」を「第52条」に改め、同表項番⑥中「第56条」を「第53条」に、「第74条」を「第84条」に改め、同表項番⑦中「第57条」を「第54条」に、「第75条」を「第85条」に改め、同表項番⑧中「第58条」を「第55条」に改める。

第３―５及び第３―６中「主務大臣のガイドライン等」を「個人情報保護法ガイドライン等」に改める。

第３―６中「第28条の４」を「第29条の４」に改める。

第３―７を削り、第３―８を第３―７とする。

第４―１―(1)表点中「第29条第３項、第32条」を「第30条第３項」に改める。

第４―１―(1)□Ｂａの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削り、同Ｂａ中「事業者は、個人番号」を「個人情報取扱事業者は、個人番号」に改め、「相当の」を削り、同Ｂｂの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

第４―１―(1)□２ａの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削り、「第10条」の右に「、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）」を加え、同□２ｂの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削る。

第４―１―(2)表点及び●の見出し中「第28条」を「第29条」に改める。

第４―２―(2)●の見出し中「、第33条、第34条」を削り、同●中「個人番号及び特定個人情報」を「個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報」に、「等、特定個人情報等」を「その他の特定個人情報等」に、「安全管理措置を講じなければならない」を「措置を講じなければならない」に、「安全管理措置が適切に講じられるよう」を「安全管理が図られるよう」に改める。

第４―３―(2)表点中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

第４―３―(2)□２Ａ中「第28条、第29条第３項、第32条」を「第29条、第30条第３項」に改め、「個人データを」を削り、「利用する」を「利用される個人データが当該特定の者に提供される」に、「第23条第４項第３号」を「第23条第５項第３号」に、「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

第４―３―(2)□２Ｂの見出し中「第14号」を「第15号」に改め、同Ｂｅの見出し中「第７号」の右に「及び第８号」を加え、同Ｂｅ中「行うものである。」の右に「また、同法第９条第２項の規定に基づき条例で定める事務のうち同表の事務に準じて個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって委員会規則で定めるものが、その事務の内容に応じて委員会規則で定める個人番号利用事務実施者に対し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものもある。」を加え、同Ｂｆの見出し中「第11号」を「第12号」に改め、同Ｂｆ中「第38条第１項」を「第35条第１項」に改め、同Ｂｇの見出し中「第12号」を「第13号」に改め、同Ｂｈの見出し中「第13号」を「第14号」に改める。

第４―３―(2)□２Ｃ中「第25条」を「第28条」に、「開示の求め」を「開示の請求」に、「第26条」を「第29条」に、「訂正等の求め」を「訂正等の請求」に、「第27条」を「第30条」に、「利用停止等の求め」を「利用停止等の請求」に、「求めが行われた場合」を「請求が行われた場合」に改める。

第４―３―(3)表点中「・番号法　第20条」の次に「・個人情報保護法　第19条」を加える。

第４―３―(3)●Ｂ中「可能である」を「可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）」に改める。

第４―４表点中「第29条第３項」を「第30条第３項」に、「第27条」を「第30条」に改める。

第４―４●の見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に、「第27条第２項」を「第30条第３項及び第４項」に改め、同●中「保有個人データである特定個人情報が、同条各号」を「本人は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号」に、「という理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた」を「ときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた」に、「その求め」を「当該請求」に改める。